

1、大学や教育機関は、日本臨床宗教師会「教育プログラム認定委員会」に認定申請書類一式を届け出る。

2、「認定臨床宗教師」資格候補者に本会と各大学や教育機関から資格申請を促し、資格申請に関する書類をとりまとめ、大学や教育機関の代表者がとりまとめて資格認定委員会に提出する。

なお、「先駆者」は、各役員から資格申請を促し、個別に資格認定委員会に提出。

2018年3月 理事会の前に、資格認定委員会と教育プログラム認定委員会を開催し、それらの委員会において書類審査を経て、資格認定、教育プログラム認定をおこなう。

2018年3月5日 理事会にて、教育プログラム、臨床宗教師研修指導者、及び認定資格者を承認。総会にて、資格認定制度、教育プログラム、臨床宗教師研修指導者、及び認定資格者を発表。総会後、認定証授与式を挙行。

(文責 事務局 谷山洋三・高橋原・鍋島直樹)

総会・第3回フォローアップ研修開催

2018年3月5日(月) 午後から、3月6日(火) 午後まで上智大学四谷キャンパスで開催されます。詳しくは改めてお知らせします・プログラムは以下のように予定しています。

3月5日

(10時30分～11時45分	各委員会)
(12時～14時30分	理事会)
15時～16時30分	倫理講習
16時45分～18時	総会及び
	資格認定証授与式
18時30分～20時30分	懇親会

3月6日(火)

9時～12時	会話記録検討
13時～16時	活動報告検討

各地の臨床宗教師会連絡先

日本臨床宗教師会が任意団体から一般社団法人に移行したことに伴い、日本臨床宗教師

一般社団法人日本臨床宗教師会事務局分室

〒980-8576 仙台市青葉区川内2-7-1

東北大学大学院文学研究科実践宗教学寄附講座内

FAX: 022-795-3831

Email: sicj@g-mail.tohoku-university.jp

URL: <http://www.sal.tohoku.ac.jp/p-religion/sicj/>

会の正式な事務局住所は、鈴木理事のご自宅に置かせていただきましたが、実際の郵送先については、「事務局分室」として東北大学実践宗教学寄附講座内のままといたします。ホームページについては、東北大学のサーバーをお借りしていましたが、近々に別のサーバーと契約する予定です。現行のサイト及び、東北大学実践宗教学寄附講座のサイトからリンクします。

また、各地の臨床宗教師会でもそれぞれに役員の交代を含む制度上の整備が進められており、これに伴って幾つかの会のメールアドレスも変更になっています。

北海道東北臨床宗教師会

ht.rinshushikai@gmail.com

関東臨床宗教師会

kanto.rinsyo.syukyoshi@gmail.com

中部臨床宗教師会

tanaka.amitabha@gmail.com

関西臨床宗教師会

kansai_rinshoshukyoshikai@yahoo.co.jp

中国地方臨床宗教師会

ch5rinshu@yahoo.co.jp

九州臨床宗教師会

k.rinsyu@gmail.com

日本臨床宗教師会と各地の臨床宗教師会は、本部-支部の関係ではなく、連携・協力する関係にあります。今後も新たな地域で会の立ち上げがあると思います。現行の会から分立する形になると思いますが、各都道府県に一つずつになることがあるべき姿ですので、お互いにご協力ください。

日本臨床宗教師会ニュースレター

第2号

訃報

本会の田中雅博顧問（真言宗豊山派普門院住職、普門院診療所院長）は、2017年3月23日に遷化されました。4月26日に行われた本葬では、大下大圓副会長が僧侶として正装し、会長に代わり弔辞を代読していただきました。ここに謹んでご報告いたします。

任意団体日本臨床宗教師会最終総会・ 一般社団法人日本臨床宗教師会 平成29年度第1回総会「議事録」

日時： 平成29年2月27日（月）
15時30分～16時30分

会場： 東北大学川内南キャンパス
文系総合講義棟2階 大講義室

1

<議案Ⅰ>

1. 議長の選任

島蘭進会長が議長に指名され、承認された。

<報告事項Ⅰ>

1. 会員数の報告

正会員160名、准会員1名、賛助会員（個人）3名、賛助会員（団体）1団体以上、新たな入会者について報告された

<議案Ⅱ>

2. 一般社団法人日本臨床宗教師会の設立について

設立趣旨や、定款、役員構成などの詳細について報告された。併せて、会員の移行、会費の移行について審議され、承認された。

※会計の移行について：平成28年2月28日～平成29年2月16日までを任意団体の平成28年度とし、決算をまとめる。剰

訃報

p.1

総会議事録

p.1

資格申請について

p.3

資格制度最終とりまとめ確定版

p.3

第3回フォローアップ研修・総会

p.8

各地の臨床宗教師会連絡先

p.8

余金（繰越金）は、全額一般社団法人に譲渡する。

3. 定款変更について

定款の修正について提案され、承認された。

4. 役員の異動について

以下について提案され、承認された。

- ・大正大学の臨床宗教師研修開講に伴い、大正大学の曾根宣雄が新たに理事に就任する。

- ・北海道東北臨床宗教師会の代表交代に伴い、高橋悦堂に代わり新田忍澄が理事に就任する。

- ・学内人事異動に伴い、高野山大学の乾仁志に代わり森崎雅好が理事に就任する

5. 平成28年度決算および平成29年度予算について

以下の通り提案があり承認された。

（1）旧規約においては、会計年度を4月1日から翌年3月31日までとしていたが、一般社団法人への移行などにより、平成28年2月28日から平成29年2月16日までを平成28年度として、決算報告する。なお、定款第40条（改正前第38条）にあるように、平成29年度は、平成29年2月17日（設立日）から平成29年12月31日までとする。

平成28年度 日本臨床宗教師会決算（H28.2.29～H29.2.16）

< 収入 >

費目	予算	決算	(決算－予算)	備考
年会費	¥ 574,000	¥ 860,000	286,000	正会員132口、賛助会員（個人）5口、賛助会員（団体）20口
寄附	¥ 37,760	¥ 561,760	524,000	中野顧問、GLA様、妙見閣寺様、金田副会長、第1回FU研修残金
計	¥ 611,760	¥ 1,421,760	810,000	

< 支出 >

費目	予算	決算	(決算－予算)	備考
事務費	¥ 20,000	¥ 9,732	-10,268	印鑑作成など
通信費	¥ 30,000	¥ 12,488	-17,512	郵送費
交通費	¥ 150,000	¥ 24,000	-126,000	委員会開催
雑費	¥ 300,000	¥ 360,666	60,666	商標登録費用、一般社団法人登記費用
残余金	¥ 111,760	¥ 1,014,874	903,114	一般社団法人へ譲渡
計	¥ 611,760	¥ 1,421,760	810,000	

平成29年度 （一社）日本臨床宗教師会予算（H29.2.17～H29.12.31）

< 収入 >

費目	H28決算	H29予算	(予算－決算)	備考
譲渡金	¥ -	¥ 1,014,874	1,014,874	任意団体からの資産譲渡
年会費	¥ 840,000	¥ 1,136,000	296,000	正会員160名、准会員1名、賛助会員（個人）3口・（団体）20口
寄附	¥ 561,760	¥ 200,000	-361,760	
計	¥ 1,401,760	¥ 2,350,874	949,114	

< 支出 >

費目	H28決算	H29予算	(予算－決算)	備考
事務費	¥ 9,732	¥ 100,000	90,268	封筒作成など
通信費	¥ 12,488	¥ 50,000	37,512	郵送費
交通費	¥ 24,000	¥ 800,000	776,000	理事会・委員会開催
雑費	¥ 360,234	¥ 80,000	-280,234	商標登録費用
予備費	¥ 995,306	¥ 1,320,874	325,568	残余分は翌年度へ繰り越し
計	¥ 1,401,760	¥ 2,350,874	949,114	

および総会で審議了承された。さらに会員から意見を聴取し、会長、監事のもと、2017年8月30日まで資格認定制度準備委員会で微調整を行って成文化した。2017年9月10日理事会で「資格認定制度」最終とりまとめが確定する。

9. 日本スピリチュアルケア学会と日本臨床宗教師会の相互連携

臨床宗教師が提供するケアには、大きく分けてスピリチュアルケアと宗教的ケアがある。医療福祉機関などの多職種との連携を図るために、臨床宗教師資格取得者には、日本スピリチュアルケア学会の成果に学ぶことが求められる。日本臨床宗教師会は、日本スピリチュアルケア学会とともにスピリチュアルケアを尊重し、相互に理解しあって互恵関係を築いていきたい。

10. 資格認定制度の審議過程と制度施行のスケジュール

2016年10月～2017年1月 資格認定制度準備委員会を金田委員長と柏木顧問のもと、1回程度、面談による会議を開催し、資格認定制度の設置目的、資格認定の種類、資格認定方法、有資格者の認定更新の方法等について審議し、さらにメールで意見交換しながら、「資格認定制度について（最終とりまとめ案）」を文書にまとめた。

2017年2月4日～2月14日 2月4日「資格認定制度について（最終とりまとめ）案」を、金田委員長名で、島蘭会長ならびに資格認定制度準備委員会に報告し、意見をいただいて修正。2月12日、「資格認定制度について（最終とりまとめ）案」（改訂版）を島蘭進会長、高木監事、柏木監事、副会長等に報告。

2017年2月27日 『資格認定制度について（最終とりまとめ）案』を日本臨床宗教師会の理事会で審議し、修正意見を加えて了承された。その後、総会でその修正を加えた「資格認定制度について（最終とりまとめ）」が提案され、了承された。また、理事会で、教育プログラム認定委員会の設置が承認され、

鈴木岩弓理事に委員長を委嘱した。教育プログラム認定委員会は、研究委員会が中心となり、資格制度準備委員会が支援し、他の委員会からの協力もえて進めていくことが了承された。その後、総会においても教育プログラム認定委員会の設置、鈴木岩弓委員長の就任が了承された。

2017年3月～4月 資格認定制度最終とりまとめについて、会員意見を資格認定制度準備委員会で収集した。9月理事会までに微調整を行い、成文化する。

2017年3月～8月 各大学機関等の臨床宗教師研修の教育内容を参考にし、教育プログラム認定委員会において、教育プログラムを認定する基準を作成する。

2017年9月10日 理事会において、教育プログラム認定委員会の鈴木岩弓委員長より、教育プログラムの認定基準が紹介され、大学と教育機関における教育水準を東北大学大学院実践宗教学寄附講座にあわせて進めることが承認された。あわせて資格認定制度最終とりまとめ確定版を承認され、資格の呼称は「認定臨床宗教師」と決まった。また、資格認定制度委員会は、資格認定制度準備委員会が継承することが認められた。（資格認定委員会設置の承認及び委員長・委員の委嘱）

2017年9月10日 教育プログラム認定委員会は、鈴木岩弓委員長、谷山洋三委員、鍋島直樹委員によって、基本構想をまとめることが了承された。将来的には、日本臨床宗教師会で教育プログラム認定のために、各大学や教育機関の代表者がこの教育プログラム認定委員会に出席し、教育プログラム、「臨床宗教師研修指導者」を相互に認め合う機会をもつことが望まれる。

2017年10月～12月 教育プログラム認定委員会は、認定申請書類一式の基本構想をまとめた段階で、会長および監事に意見を仰ぎ、理事会で稟議にかけて承認をえる。

2018年1月～2月末

4. 教育課程表（臨床宗教師養成の理念と目標、学位（修了証）授与の方針、教育課程表（基礎講義、専門講義、実習、演習の概要）

2) 臨床宗教師研修指導者を登録する条件

- ①履歴書（本会所定。社会活動・教育活動の実績を含む）
- ②研究業績書（著書＜単著・共著＞、論文、報告書、講演等）
- ③各臨床宗教師養成教育プログラム代表者による推薦書
- ④所属する各地の臨床宗教師会代表者による推薦人証明書
- ⑤日本臨床宗教師会倫理綱領およびガイドライン遵守誓約書（本会所定）

なお、本審査は、原則として、申請された書類において行う。同委員会から推薦された者につき、理事会の承認を経て、会長が認定する。

（3）「継続教育委員会」の役割

日本臨床宗教師会の推奨する継続研修（フォローアップ研修、大学・教育機関の研修講座、各地臨床宗教師会での研修等）を認定し、本会会員が全国各地で受講できる体制を整える。継続研修の内容を点検し、その受講証明書の形式などを定めて、5年毎の更新認定ができるように支援する。

（4）「資格認定制度準備委員会」の役割

資格認定制度の設置目的、資格認定の種類、資格認定方法、有資格者の認定更新の方法等を整備し、資格認定制度を設計する。資格認定制度が樹立された後、「資格認定準備委員会」はその役目を終えて解散し、新たに「資格認定委員会」「教育プログラム認定委員会」「倫理委員会」「継続教育委員会」と協力して、資格認定制度を推進する。こうした形で、五つの委員会がそれぞれ

の役割を活かして、資格認定制度を動かしていくことになる。

日本臨床宗教師会 資格認定制度準備委員会

顧問 柏木哲夫

委員長 金田諦應

委員 伊藤文雄、W・キップス、小西達也、大河内大博

事務局 谷山洋三、高橋原、鍋島直樹

＜議事録 本委員会の構成について＞

2016年7月31日、日本臨床宗教師会理事会において本委員会構成メンバーが推薦され承認された。本会柏木哲夫監事に、資格認定制度準備委員会の顧問としてご就任頂き、資格認定制度の方向性についてご指導頂くこととなった。島蘭進会長より、当該委員長として、本会副会長・理事の金田諦應氏に就任頂くようお願いして、ご承諾頂いた。

・第一回資格認定制度準備委員会

日時 2016年7月31日13時～14時

場所 上智大学グリーンケア研究所 四谷キャンパス

・第二回資格認定制度準備委員会（メール審議）

日時 2016年8月24日～9月9日

・第三回資格認定制度準備委員会

日時：2016年11月25日（金）13時～15時

場所：東京ステーションホテル 丸の内ドーム2階
トラヤ トウキョウ

・第四回資格認定制度準備委員会

日時：2017年1月9日～1月31日（メール審議 最終とりまとめ案作成）

・第五回資格認定制度準備委員会

日時：2017年2月5日～14日（最終とりまとめ案を報告し、改訂版をまとめる）

資格認定構想について協議し、事務局で草案を作成して、島蘭会長および委員会メンバーに送付し、1.資格認定制度の設置目的、2.資格認定方法、3.資格更新、4.資格認定制度の樹立時期、5.日本スピリチュアルケア学会との連携等について意見を交換し、資格認定制度の中間報告をまとめ、2016年9月理事会で了承をいただいた。2016年11月以降、面談会議とメール審議によって協議を重ね、「資格認定制度について」最終とりまとめ案を策定した。2017年2月4日から10日まで委員の意見を受けて修正した。本委員会顧問の柏木哲夫先生からご助言を賜り、「資格認定制度について」最終とりまとめ案が完成した。「資格認定制度について」最終とりまとめ案は2017年2月27日理事会

(2) 年会費については、フォローアップ研修参加の条件を満たし、12月～2月に入会手続きをした会員との平等性を保つために、本日入会者までは平成28年度分を請求する。

(3) 平成28年度決算および平成29年度予算について資料のとおり承認された。

6. 資格認定制度準備委員会「資格認定制度について(最終とりまとめ)案」

資格認定制度準備委員会「資格認定制度について(最終とりまとめ)案」について説明があり、基本方針と下記の「※資格制度施行へのスケジュール」が了承され、詳細については理事会に一任された。

<報告事項Ⅱ>

以下の事項について報告がなされた。

2. 事業報告・計画について

(1) 各委員会の設置

(2) 商標登録について

(3) 来年の総会・FU研修について

3. 熊本地震の復興支援について

4. 各大学等の養成講座の予定について

5. 各地臨床宗教師会の予定について

資格申請について

昨年より準備を進めていた「認定臨床宗教師」資格制度について、いよいよ皆様より申請を受け付ける準備が整いました。いくつかの書類を提出していただきますので、各地の臨床宗教師会や研修を受けた大学機関と協力していただき、申請準備を始めてください。

なお、提出書類について詳しく説明した文書も準備していますのでご参照ください。

資格制度最終とりまとめ確定版

1. 資格認定制度の設置目的

資格認定制度を設ける目的は、臨床宗教師が、日本臨床宗教師会の倫理綱領およびガイドラインを遵守することを誓約して活動するためである。

臨床宗教師(interfaith chaplain)とは、自らの宗教宗派の信徒に対してだけでなく、苦悩をかかえた人々に平等に寄り添う宗教者であり、宗教者間の協調(interfaith partnership)を基軸とする。臨床宗教師は、医療福祉機関、教育・更生機関、職場、地域社会、被災地などの公共空間で、布教・宗教勧誘を目的とせず、相手の価値観、人生観、信仰を尊重するスピリチュアルケアと宗教的ケアを行い、全存在をかけて人々の苦悩や悲嘆に寄り添う宗教者である。臨床宗教師は、守秘義務等の倫理綱領を守り、一人一人のかけがえのない人生と信仰を尊重し、多様な専門職とチームを組み、公共性を担保して活動する宗教者であることが必須であるため、臨床宗教師の資格認定制度を設置する。

2. 資格認定による社会への波及効果

(1) 日本臨床宗教師会において臨床宗教師として資格認定されることにより、大学やそれに準じる教育機関における臨床宗教師研修修了生や臨床経験のある先駆者が、臨床宗教師として、宗教宗派を超えて協力し合い、仲間として活動することができる。

(2) 日本臨床宗教師会において臨床宗教師として資格認定されることにより、医療福祉機関では医師、看護師、薬剤師、栄養士、医療ソーシャルワーカー(MSW)、ケアマネジャー、介護士、ケースワーカー、心理士等と協働し、教育・更生機関、職場、地域社会、被災地等では公務員や専門職等と協働して、苦悩を抱えた人々を支援しやすくなる。

3. 資格認定制度の前提として必要となること

資格認定制度の前提として、臨床宗教師を養成する大学や教育機関における教育プログラムを審査し認定する必要がある。その審査と認定にあたっては、まず、大学や教育機関の教育プログラム代表者が臨床宗教師養成教育プログラムを、日本臨床宗教師会「教育プログラム認定委員会」に申請し、次に、日本臨床宗教師会「教育プログラム認定委員会」において、申請された臨床宗教師養成教育プログラムとその演習担当者（臨床宗教師研修指導者）の登録を行う。

4. 資格の呼称と使用

資格認定の呼称は、「認定臨床宗教師」とする。なお、「臨床宗教師」名称は日本臨床宗教師会が商標登録をしている。任用資格であることを明確にするなど、各会員に使用例を示して適切な使用を促す。

5. 資格認定方法 その客観的条件

申請するにあたって、以下の証明書を提出すること。

（1）臨床宗教師研修修了生を資格認定する条件（認定臨床宗教師の資格）

- ①宗教者（聖職者）証明書（各宗教教団・寺社教会等による発行）
- ②履歴書（学歴、宗教者養成研修歴（大学や教育機関での研修、場所）、所属宗教、所属寺社教会、社会活動を明記。社会活動実績については新聞記事等、客観性のある書類を添付できる。本会所定の書式）
- ③臨床宗教師の身元保証人確認書（ここでの身元保証人とは、原則としてその臨床宗教師が所属する宗教教団の寺社教会等の責任者で、同じ地域（同じ都道府県もしくは隣県）に住む者とする。臨床宗教師を保護するためであり、臨床宗教師に対して、倫理綱領等の遵守とトラブル発生時に誠実に対応させる責任をもつ。本会所定の書式）
- ④日本臨床宗教師会認定の臨床宗教師研修プログラム修了証（大学およびそれと同等

の教育研修を行える機関は、日本臨床宗教師会においてその臨床宗教師養成教育プログラムの審査認定を受けること）

- ⑤日本臨床宗教師会認定の継続研修受講修了証（継続フォローアップ研修参加1回、会話記録検討1回）
- ⑥日本臨床宗教師会倫理綱領およびガイドライン遵守誓約書（本会所定）
- ⑦所属する各地の臨床宗教師会代表者による推薦人証明書

（2）臨床経験のある先駆者を資格認定する条件（認定臨床宗教師の資格）

- ①宗教者（聖職者）証明書（各宗教教団・寺社教会等による発行）
- ②履歴書（学歴、宗教者養成研修の足跡（大学や教育機関での研修期間、場所）、所属宗教、所属寺社教会、社会活動を明記。さらに、医療福祉機関等での職歴、臨床実績等を明記。社会活動実績については新聞記事等、客観性のある書類を添付できる。本会所定の書式）
- ③臨床宗教師の身元保証人確認書（上記の臨床宗教師研修修了生と同じ）
- ④300時間以上の臨床経験を証明する書類（臨床実績を明記した病院・施設長等の推薦書）
- ⑤所属する各地の臨床宗教師会代表者による推薦人証明書
- ⑥日本臨床宗教師会倫理綱領およびガイドライン遵守誓約書（本会所定）

6. 資格認定の費用

- （1）資格認定を受ける際、申請者は資格認定審査費として2万円を納入する。
- （2）資格更新を受ける際、申請者は資格更新審査費として2万円を納入する。

7. 有資格者の認定更新

- （1）一般社団法人 日本臨床宗教師会「認定臨床宗教師」（仮称）は、5年毎に認定更新

を受ける。資格の認定更新という「生涯学習」を求める。

更新を5年毎に定める根拠は、認定医、認定看護師、スピリチュアルケア師、認定心理士が5年毎に認定更新を受けなければならない制度を確立しているからであり、日本臨床宗教師会の資格認定更新もそれらに準じる。

(2) 認定更新にあたって、5年間に下記の※継続研修(フォローアップ研修、講座等)を修了することが必要となる。

※継続研修(案) 5年間に、倫理講習、日本臨床宗教師会推奨フォローアップ研修参加5回、会話記録検討5回、活動記録検討5回、以上は各地方の臨床宗教師会や大学等で主催される研修も含む。スピリチュアルケアに関する学会等への参加1回。継続教育委員会でこの案をまとめる。

※受講証明 日本臨床宗教師会推奨のフォローアップ研修、大学・教育機関の講座、会話記録検討等に参加すると、「研修参加証明書」を受領できる。「研修参加証明書」には、参加者氏名、継続研修の内容、日時等が明記されている。その「参加証明書」を更新時にまとめて提出する。継続研修の受講は有料。

8. 資格認定制度施行のための四つの委員会の連携と役割分担

(1) 「倫理委員会」の役割

臨床宗教師の倫理綱領の教育を行う。また、臨床宗教師の名称を本会の趣旨と異なって使用された場合や、臨床宗教師が倫理綱領に抵触する行動をとった疑いが生じた場合に、相談できる窓口を各地臨床宗教師会と本会倫理委員会に設置し、理事会に報告してその対応を協議する。

(2) 「研究委員会」の役割

大学や教育機関における臨床宗教師養成研修プログラム認定をゆだねる。

諸大学と教育機関の臨床宗教師研修を一定の水準を満たすように、臨床宗教師養成教育プログラム基準を策定する。研究委員会で示された臨床宗教師研修の教育水準を尊重し、「教育プログラム認定委員会」を立ち上げる。

(3) 「教育プログラム認定委員会」

日本臨床宗教師会「教育プログラム認定委員会」は、大学と教育機関の臨床宗教師養成教育プログラムの認定と演習担当者(臨床宗教師研修指導者)の登録を行う。講義担当者等も明らかにする。

その審査と認定にあたって、まず、大学や教育機関の臨床宗教師養成教育プログラム代表者が、その教育プログラムの「認定申請書」書類一式(本会所定の書式。申請書、組織名、代表者名、教育理念、教育担当者、養成教育領域(実習、講義、演習)、教育課程表等を明記したもの)を作成して、日本臨床宗教師会「教育プログラム認定委員会」に申請し、次に、日本臨床宗教師会「教育プログラム認定委員会」において、演習担当者(臨床宗教師研修指導者)の登録を行う。講義や実習の手配をする担当者名・所属も明記する。

1) 日本臨床宗教師会認定「臨床宗教師養成教育プログラム」

①認定申請書(本会所定の書式)

②教育組織の基本データ(教育組織名、代表者名、事務担当者名、教育組織所在地、設立と沿革、教育組織の目的・ミッション)

③臨床宗教師養成教育プログラム・教育担当者一覧

1. 講義科目一覧と担当者名、所属・職階

2. 臨床宗教師研修指導者: 演習/グループワーク/会話記録検討/スーパービジョンの担当者名と、所属・職階

3. 養成教育領域表(基礎、専門、実習、演習)